

## 那覇市民共同墓の使用申請について

日頃より本市墓地行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室の使用申請につきましては、下記の書類などを取り揃えたうえで、那覇市環境保全課の窓口にて申請を行うようお願いいたします。

ご不明な点は、下記の墓地行政推進グループまでお問い合わせください。

### 記

#### ○ご持参いただく物

##### ① 那覇市納骨堂等使用許可申請書（窓口にて配付）

申請者が市外在住者または那覇市在住者で住所非公開の場合、**特別住民票抄本（本籍地記載のもの）**が必要となります。

##### ② 印鑑（認め印可）

##### ③ 身分証（運転免許証、生活保護受給証明書等）

##### ④ 火葬許可証又は改葬許可証（コピー不可）

お骨をお墓や納骨堂等から移す場合は、「改葬許可証」が必要です。お墓や納骨堂等の所在する市町村で取得してください。詳しくは、改葬許可証交付部署へご確認ください。

※受け入れ証明書が必要な場合は、改葬許可証以外の書類を取り揃えたうえで窓口にて発行いたします。

那覇市役所 ハイサイ市民課では、

- ・お寺の納骨堂や墓地等から移す場合

【必要なもの】印鑑（認め印可）、身分証、「収蔵（安置）証明書」（納骨堂等の管理者が発行します。）

- ・個人所有のお墓から移す場合

【必要なもの】印鑑（認め印可）、身分証、墓地の住所

##### ⑤ 申請者と収蔵予定者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等）

本籍地市町村の戸籍を交付する部署（那覇市では、ハイサイ市民課）にて、申請者と収蔵予定者との続柄（親族関係等）が確認できる戸籍を相談し、取得してください。

##### ⑥ 関係人届

申請者以外で連絡が取れる方（同世帯でも可）を関係人として記入してください。

- ・関係人氏名は、手書き（自署）でお願いします。
- ・市外在住者または那覇市在住者で住所非公開の方を関係人にする場合、関係人の**特別住民票抄本（本籍地記載のもの）**が必要です。

##### ⑦ 使用料

※使用料金の支払い後、使用許可証を交付します。

※那覇市民共同墓への収蔵は、焼骨のみとなります。

- 代理人が申請書を提出する場合、申請者本人の委任状が必要となります。

那覇市 環境部 環境保全課 墓地行政推進グループ  
那覇市泉崎1丁目1番1号  
TEL098-951-3229 FAX098-951-3230

第3号様式(第6条関係)

<p>那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">申請者 本籍 住所 氏名 電話番号</p> <p>次のとおり那覇市民共同墓短期収蔵納骨室を使用(新規・更新・一時使用)したいので申請します。</p>				
施 設 名	・那覇市民共同墓 短期収蔵納骨室		・1体用	
			・2体用	
			・特殊壇	
申 請 区 分	・新規                      ・更新                      ・一時			
収 蔵 予 定 者 及 び 申 請 者 と の 続 柄	氏 名		続 柄	
	氏 名		続 柄	
添 付 書 類				
収 蔵 希 望 日				
備 考				

- 注 1 那覇市民共同墓短期収蔵納骨室には、入室することはできません。
- 2 使用期間は5年。1回に限り許可を得て更新することができます。(ただし、条例第7条第1項ただし書きの規定によるものを除く。)

関係人届

那覇市長 宛

申請者 本籍

住所

氏名

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室（許可番号： ）の使用申請にあたり、  
使用者の関係人として届け出ます。

施設名	・短期収蔵納骨室（ 1体用 ・ 2体用 ・ 特殊壇 ）
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

関係人 本籍 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名(署名) \_\_\_\_\_ 申請者との続柄（ ）

電話番号 \_\_\_\_\_

関係人 本籍 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名(署名) \_\_\_\_\_ 申請者との続柄（ ）

電話番号 \_\_\_\_\_

※関係人氏名等は、手書き（自署）でお願いします。